

第82回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆様の安全・安心を最優先とし、可能な限り書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.kamigumi.co.jp/ir/stockinfo/shareholders.html>）をご確認ください。

目次

招集ご通知	1～2
株主総会参考書類	3～20
事業報告	21～44
連結計算書類・計算書類	45～48
監査報告書	49～54

郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時まで
※詳しくは19 - 20ページをご参照ください。

株 主 各 位

神戸市中央区浜辺通四丁目1番11号



代表取締役社長 深井義博

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、可能な限り、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、19頁から20頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご確認のうえ、書面またはインターネット等により2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」

（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 ①第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件

②会計監査人および監査役会の第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権の行使等についてのご案内】（19～20頁）をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.kamigumi.co.jp/ir/stockinfo/shareholders.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.kamigumi.co.jp/ir/stockinfo/shareholders.html>) に掲載しておりますのでご覧ください。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

第 1 号議案 剰余金処分の件

当事業年度における利益剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

① 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績推移や内部留保とのバランスなどに配慮しつつ、連結配当性向30%を目安に、業績に連動した株式配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、利益還元の強化を図るべく、1株につき27円といたしたく存じます。

これにより、中間配当金23円を含めました年間の配当金は、昨年より4円増配の1株につき50円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金27円

なお、この場合の配当総額は、3,136,313,250円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたく存じます。

② その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、新規事業および成長事業分野への設備投資など、将来の積極的な事業展開に備えるため、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	8,000,000,000円
-------	----------------

2. 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	8,000,000,000円
---------	----------------

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

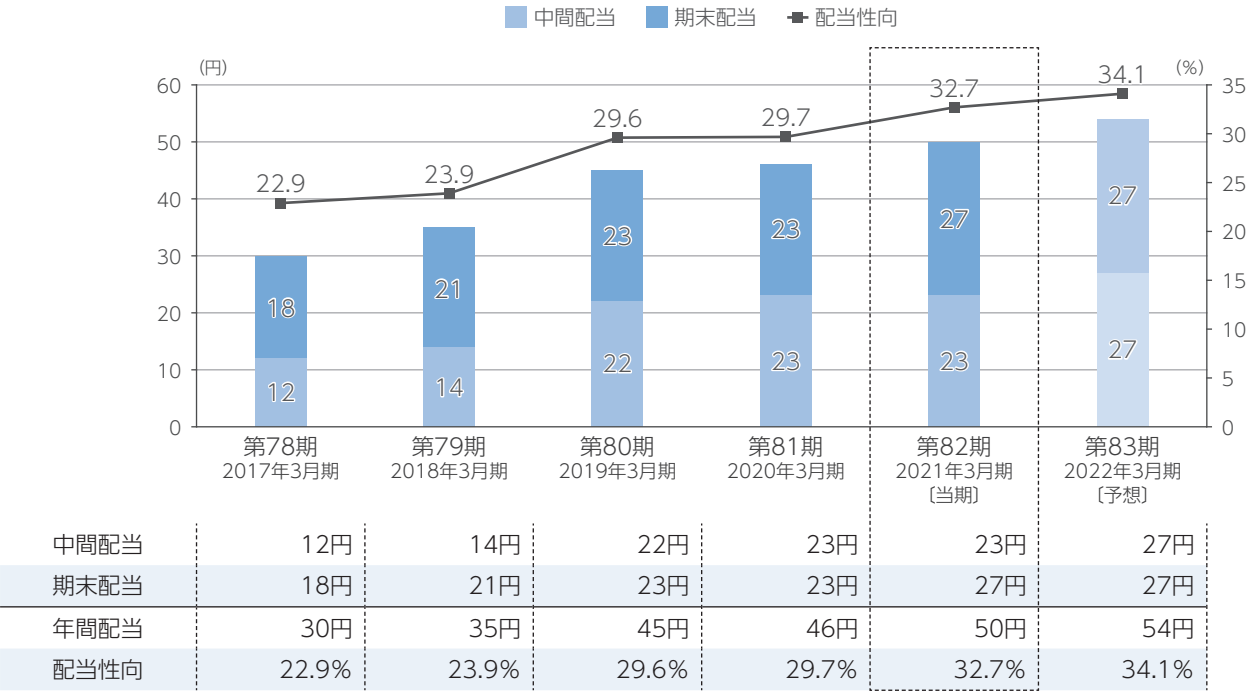
当社は、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開に備えた内部留保の充実を図るとともに、株主還元強化を重要施策と位置付け、業績推移や内部留保とのバランスなどに配慮しつつ、連結配当性向30%を目安に、業績に連動した株式配当を実施してまいります。

また、自己株式の取得についても継続実施を基本方針とし、総還元の充実と資本効率の向上を目指して機動的に判断してまいります。

内部留保資金の使途につきましては、主に新規事業の開拓や成長事業分野への設備投資および情報化投資などの原資として活用させていただく所存であります。

なお、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画期間中は、さらなる還元強化に取り組み、2023年3月期から最終年度までの期間においては、連結配当性向40%を目安に株式配当を実施いたします。

(ご参考：配当金と連結配当性向の推移)



(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っているため、併合以前の配当金につきましては併合後の金額に換算して記載しております。

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席回数
1	く ぼ 昌 三 久 保 昌 三	代表取締役会長、 経営責任者、取締役会議長	再任 13回／13回中
2	ふか い よし ひろ 深 井 義 博	代表取締役社長、 最高執行責任者	再任 13回／13回中
3	た はら のり ひと 田 原 典 人	代表取締役専務 専務執行役員、 国際物流事業本部、飼料・穀物事業本部、 米事業本部統括、 営業本部 東日本・北海道地区統括	再任 13回／13回中
4	ほり うち とし ひろ 堀 内 敏 弘	代表取締役常務 常務執行役員、 管理部門、安全・衛生統括	再任 13回／13回中
5	むら かみ かつ み 村 上 克 己	代表取締役常務 常務執行役員、 九州支社長、青果事業本部統括、 営業本部 西日本・九州地区統括	再任 13回／13回中
6	ひら まつ こう いち 平 松 宏 一	取締役執行役員、 鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、 安全・衛生副統括	再任 11回／11回中
7	なが た ゆき ひろ 長 田 行 弘	取締役執行役員、 海外事業本部統括、 営業本部 港運事業本部統括	再任 11回／11回中
8	しい の かず ひさ 椎 野 和 久	取締役執行役員、 名古屋支社長 兼 名古屋支店長、 営業本部 中京地区統括、徳山支店担当	再任 11回／11回中
9	いし ばし のが こ 石 橋 伸 子	社外取締役	再任 社外 独立 11回／13回中
10	すず き みつ お 鈴 木 三 男	社外取締役	再任 社外 独立 11回／11回中

(注) 取締役平松宏一、長田行弘、椎野和久および鈴木三男の4氏は当事業年度中に新たに取締役に就任したため、上記の出席回数および開催回数は、就任日の2020年6月26日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者
番号

1



再任

く ぼ ま さ み
久保 昌三

(1943年1月1日生)

所有する
当社の株式の数

61,597株

取締役会への
出席状況

13回中13回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1963年 4月 上組合資会社 (現 株式会社上組) 入社
1995年 6月 当社取締役、社長室長 兼 港運事業本部長
1997年 6月 当社常務取締役
1999年 6月 当社専務取締役
2000年 6月 当社代表取締役専務取締役
2004年 6月 当社代表取締役社長
2012年 4月 当社代表取締役会長、
経営責任者、
取締役会議長 (現在)

(重要な兼職の状況)

青海流通センター株式会社 代表取締役会長
株式会社ワールド流通センター 代表取締役会長
日本港運振興株式会社 代表取締役社長
一般社団法人日本港運協会 会長
兵庫県港運協会 会長
一般財団法人サニーピア医療保健協会 理事長

(取締役候補者とした理由)

久保昌三氏は代表取締役社長および同会長を歴任し、『上組デザイン物流』を掲げ当社グループの基盤強化・グローバル化を推進してまいりました。また、経営者としての豊富な経験と実績から、取締役会議長として取締役会の活性化に努めております。今後も当社経営および事業戦略の遂行に不可欠でありますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2



再任

ふ か い よ し ひ ろ
深井 義博

(1954年9月14日生)

所有する
当社の株式の数

44,271株

取締役会への
出席状況

13回中13回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1977年 4月 当社入社
2002年 4月 当社執行役員、鹿島支店長、常陸那珂支店担当
2003年 6月 当社取締役、東京支店長、常陸那珂支店担当
2006年 4月 当社常務取締役
2010年 4月 当社取締役常務執行役員
2011年 4月 当社取締役専務執行役員
2012年 4月 当社代表取締役社長、
最高執行責任者 (現在)

(取締役候補者とした理由)

深井義博氏は港湾運送、国際複合一貫輸送といった当社中核事業に精通し、2012年4月より代表取締役社長兼最高執行責任者として執行役員を統括、当社グループの業容拡大を推進しております。今後も当社経営および事業戦略の遂行に不可欠でありますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3



再任

た は ら の り ひ と

田 原 典 人

(1958年11月5日生)

所有する
当社の株式の数

19,811株

取締役会への
出席状況13回中13回
(100%)

略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1982年 4月 当社入社
 2009年 4月 当社執行役員、名古屋支店長
 2011年 6月 当社取締役執行役員、名古屋支店長
 2013年 4月 当社取締役常務執行役員
 2018年 4月 当社代表取締役常務 常務執行役員
 2020年 6月 当社代表取締役専務 専務執行役員、
 国際物流事業本部、飼料・穀物事業本部、米事業本部統括、
 営業本部 東日本・北海道地区統括 (現在)

〔取締役候補者とした理由〕

田原典人氏は3PL (サードパーティー・ロジスティクス) 事業部門に精通し、東日本・北海道地区を中心に国内事業を統括する取締役として、当社グループの業容拡大に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4



再任

ほ り う ち と し ひ ろ

堀 内 敏 弘

(1954年6月15日生)

所有する
当社の株式の数

22,141株

取締役会への
出席状況13回中13回
(100%)

略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1977年 4月 当社入社
 2010年 4月 当社執行役員、経営企画部長、
 タスクフォース・チーム長
 2012年 6月 当社常務執行役員、
 管理部門長、秘書部長、
 タスクフォース・チーム長
 2013年 6月 当社取締役常務執行役員
 2020年 6月 当社代表取締役常務 常務執行役員、
 管理部門、安全・衛生統括 (現在)

〔取締役候補者とした理由〕

堀内敏弘氏は港湾運送、海外部門を経て経営企画、管理部門を担当し経営管理全般について広い見識を有しており、2020年6月からは管理部門を統括し、内部統制システムの充実・強化に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5



再任

むら かみ かつ み

村上 克己

(1955年1月10日生)

所有する
当社の株式の数

18,013株

取締役会への
出席状況

13回中13回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

- 1977年 4月 当社入社
- 2012年 4月 当社執行役員、
東京・横浜支店担当
- 2013年 6月 当社取締役執行役員、
営業本部 東日本・北海道地区担当
- 2014年 6月 当社取締役常務執行役員
- 2020年 6月 当社代表取締役常務 常務執行役員、
九州支社長、青果事業本部統括、
営業本部 西日本・九州地区統括 (現在)

[取締役候補者とした理由]

村上克己氏は主に東日本地区の事業所を担当し、港湾運送・青果・飼料ほか各部門にわたる見識を有しており、現在では西日本・九州地区および青果部門を統括し、業容拡大に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6



再任

ひら まつ こう いち

平松 宏一

(1956年7月1日生)

所有する
当社の株式の数

12,689株

取締役会への
出席状況

11回中11回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

- 1981年 4月 当社入社
- 2008年 10月 当社東海支店長
- 2013年 10月 当社福山支店長
- 2014年 4月 当社執行役員、福山支店長
- 2020年 6月 当社取締役執行役員、
鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、
安全・衛生副統括 (現在)

[取締役候補者とした理由]

平松宏一氏は鉄鋼部門に長年携わり、同部門における深い見識を有するとともに、2020年6月からは鉄鋼・重量貨物輸送・エネルギー関連事業を統括し、当社の業容拡大に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7



再任

なが た ゆき ひろ

長田 行弘

(1957年3月17日生)

所有する
当社の株式の数

12,348株

取締役会への
出席状況

11回中11回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1979年 4月 当社入社
2010年 3月 当社徳山支店長
2013年 6月 当社名古屋支店長
2014年 4月 当社執行役員、名古屋支店長
2020年 6月 当社取締役執行役員、
海外事業本部統括、
営業本部 港運事業本部統括 (現在)

(重要な兼職の状況)

株式会社神戸港国際流通センター 代表取締役社長

[取締役候補者とした理由]

長田行弘氏は港運事業分野を中心に国内物流事業部門に長年携わり、同部門における広い見識を有しており、2020年6月からは港運部門および海外部門を統括し、国内外の物流事業部門における当社の業容拡大に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8



再任

しい の かず ひさ

椎野 和久

(1958年11月1日生)

所有する
当社の株式の数

12,944株

取締役会への
出席状況

11回中11回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1981年 4月 当社入社
2013年 6月 当社徳山支店長
2014年 4月 当社執行役員、徳山支店長
2020年 6月 当社取締役執行役員、
名古屋支社長 兼 名古屋支店長、
営業本部 中京地区統括、
徳山支店担当 (現在)

[取締役候補者とした理由]

椎野和久氏は3PL事業部門に精通しているほか、西日本地区、中京地区の主要支店の支店長を務め、港湾運送・青果・自動車輸送その他各部門にわたる見識を有しており、2020年6月からは中京地区を統括し、当社の業容拡大を推進しております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

9

いし ばし のぶ こ
石橋 伸子

(1961年6月12日生)

所有する
当社の株式の数

676株

取締役会への
出席状況

13回中11回
(84.6%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

- 1989年 4月 弁護士登録
1995年 10月 井口・石橋法律事務所共同開設
(現 弁護士法人神戸シティ法律事務所)
2004年 10月 同所代表社員弁護士 (現在)
2015年 6月 株式会社関西アーバン銀行社外取締役
(現 株式会社関西みらい銀行)
2019年 6月 株式会社高松コンストラクショングループ
社外監査役 (現在)
当社社外取締役 (現在)
2020年 6月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
社外取締役監査等委員 (現在)

(重要な兼職の状況)

弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士
株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員

(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)

石橋伸子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として長年活動してきた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、法律の専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、法務に関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を行うことを期待しております。

また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験をお持ちではないものの、上記の理由で今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(独立性に関する事項)

石橋伸子氏が社外監査役を務められる株式会社高松コンストラクショングループおよび同氏が社外取締役監査等委員を務められる株式会社ふくおかフィナンシャルグループと当社との間に取引関係はありません。また、同氏が在籍される弁護士法人神戸シティ法律事務所と当社との間に取引関係はありません。なお、同氏は弁護士資格を有しておりますが、同氏と当社との間に法律事務委託等の取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

再任

社外取締役
候補者

独立役員

候補者
番号
10



再任

**社外取締役
候補者**

独立役員

すず き みつ お
鈴木 三男 (1960年4月19日生)

所有する
当社の株式の数

261株

取締役会への
出席状況

**11回中11回
(100%)**

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1985年 4月 警察庁入庁
2016年 8月 警察庁政策評価審議官 兼 長官官房審議官
2019年 4月 中国四国管区警察局長
2019年 9月 警察庁退官
2019年12月 東京海上日動火災保険株式会社顧問 (現在)
2020年 1月 一般財団法人日本自動車交通安全用品協会
理事長 (現在)
2020年 6月 当社社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況)

東京海上日動火災保険株式会社 顧問
一般財団法人日本自動車交通安全用品協会 理事長

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

鈴木三男氏を社外取締役とした理由は、警察行政に長年携わった経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、コンプライアンスや組織運営に関する豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、組織運営に関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を行うことを期待しております。また、同氏は会社経営に直接関与した経験をお持ちではないものの、上記の理由で今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

〔独立性に関する事項〕

鈴木三男氏が顧問を務められる東京海上日動火災保険株式会社に対して、当社は保険契約に基づく保険料の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3年間のいずれの事業年度においても、同社の連結売上高の2%未満であり、特別の利害関係を生じさせるものではありません。なお、東京海上日動火災保険株式会社は当社株式を保有しておりますが、持株比率は5%未満であり、当社の大株主ではありません。また、同氏が理事長を務められる一般財団法人日本自動車交通安全用品協会と当社との間に取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数には、上組役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 石橋伸子、鈴木三男の両氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、両氏が原案どおり再選された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 石橋伸子氏は婚姻により井口姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の石橋で行っております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役黒田 愛氏が任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。



くろ だ あい
黒田 愛 (1966年10月14日生)

所有する
当社の株式の数

2,484株

取締役会への
出席状況

13回中13回
(100%)

略 歴 (地位および重要な兼職の状況)

- 1995年 4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)、
久保井総合法律事務所入所
- 2002年 3月 同所退所
- 2006年10月 大橋 & ホーン法律事務所
(ニューヨーク事務所) 入所
- 2009年 1月 同所退所
- 2009年 2月 久保井総合法律事務所再入所 (現在)
- 2017年 3月 公益社団法人日本仲裁人協会
理事 (現在)
- 2017年 6月 当社社外監査役 (現在)

(重要な兼職の状況)

公益社団法人日本仲裁人協会 理事

再 任

社外監査役
候 補 者

独 立 役 員

(社外監査役候補者とした理由)

黒田 愛氏は本総会終結の時までに4年間当社の社外監査役として在任し、弁護士としての専門的見地から適切に監査をしていただいております。また、取締役会においても適宜助言、提案を行い、ガバナンスの充実・強化に努めておりますので、会社経営に直接関与した経験をお持ちではないものの、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

(独立性に関する事項)

黒田 愛氏が理事を務められる公益社団法人日本仲裁人協会と当社との間に取引関係はありません。また、同氏が在籍される久保井総合法律事務所と当社との間に取引関係はありません。なお、同氏は弁護士資格を有しておりますが、同氏と当社との間に法律事務委託等の取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社の株式の数には、上組役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 黒田 愛氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり再選された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者は常勤監査役の補欠として選任するものであります。
また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。



さ え き く に は る
佐伯 邦治 (1947年 4 月18日生) 所有する
当社の株式の数 **26,716株**

略歴および重要な兼職の状況

- 1970年 4月 当社入社
- 2009年 4月 当社執行役員、神戸支店長
- 2012年 6月 当社常務執行役員、神戸支店長、
青果事業本部長
- 2013年 6月 当社取締役常務執行役員
- 2014年 6月 当社取締役専務執行役員
- 2016年 4月 当社代表取締役専務 専務執行役員
- 2018年 6月 当社常任監査役（常勤）

〔補欠監査役候補者とした理由〕

佐伯邦治氏は当社の取締役として管理・営業部門の要職を歴任し、また、監査役在任時においては、当社業務全体に関する幅広い見識を基に適切に監査を行ってまいりました。この経験を活かし、常勤監査役に欠員が生じた場合には後任としての役割を十分に果たすことができると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。佐伯邦治氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（候補者も含む。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社または当社の連結子会社の業務執行者であった者
2. 現在または過去3年間に於いて下記①～⑥のいずれかに該当していた者
 - ① 当社との1事業年度の取引額が、当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者
 - ② 当社への出資比率が5%を超える大株主またはその業務執行者
 - ③ 当社の主要な借入先またはその業務執行者
 - ④ 当社より年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者
 - ⑤ 当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（法人等の団体である場合は当社からの報酬が当該団体の年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 - ⑥ 当社の業務執行者が他の会社の取締役を兼務している場合における当該他の会社の業務執行者
3. 上記1および2に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族

MEMO

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

MEMO

MEMO

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使していただくことができます。

強くご推奨

強くご推奨



株主総会に 出席する場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。また、第82回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

※代理人によるご出席の場合は、議決権を行使することができる他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証する書面をご提出ください。



議決権行使書を 郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付ください。



インターネットによる 議決権行使の場合

次ページをご参照のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社株主名簿管理人の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。



議決権行使書

株式会社 上組

御中

株主総会日

議決権の数

XX 個

XXXX年XX月XX日

基準日現在のご所有株式数

XX 株

議決権の数

XX 個

1. _____
2. _____
- _____
- _____
- _____



ログイン用QRコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード
XXXXX

株式会社 上組

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第 1 3 4 号議案

- 賛成の場合 **【賛】** の欄に○印
- 否認の場合 **【否】** の欄に○印

第 2 号議案

- 全員賛成の場合 **【賛】** の欄に○印
- 全員否認の場合 **【否】** の欄に○印
- 一部候補者を否認の場合 **【賛】** の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネットによる議決権行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご高覧のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）。
- ② パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用になれない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日（月曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

2. 議決権行使方法について

- ① パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ② スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード※」をスマートフォンにより読み取ること、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）。
 - ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要となります。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ① 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

議決権行使サイトに
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

I. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業による設備投資や生産など、一部に持直しの動きがみられるものの、依然として新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからず、景気の先行きは厳しい状況となっております。

物流業界におきましても、国内貨物、輸出入貨物の取扱いは回復基調ではあるものの、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境は厳しい状態が継続しております。

このような状況下にあって当社グループは、神戸市に冷蔵倉庫を新たに建設するなど、グループ企業のネットワーク・事業基盤の強化を図り、社会インフラを支える企業として、顧客ニーズを取り込んだ物流サービスを行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内物流事業が低調となったことにより、前連結会計年度に比べて3.8%減収の2,682億90百万円となりました。利益面におきましては、営業利益は前連結会計年度に比べて0.9%減益の244億49百万円、経常利益は前連結会計年度に比べて0.8%減益の261億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、災害損失の計上などにより、前連結会計年度に比べて2.4%減益の179億32百万円となりました。

営業収益

第81期

2020年3月期

2,788億円

前期比
3.8%減

第82期

2021年3月期

2,682億円

営業利益

第81期

2020年3月期

246億円

前期比
0.9%減

第82期

2021年3月期

244億円

経常利益

第81期

2020年3月期

264億円

前期比
0.8%減

第82期

2021年3月期

261億円

親会社株主に帰属する当期純利益

第81期

2020年3月期

183億円

前期比
2.4%減

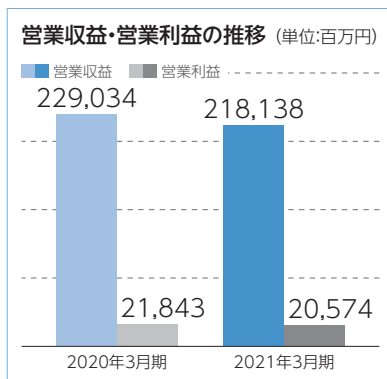
第82期

2021年3月期

179億円

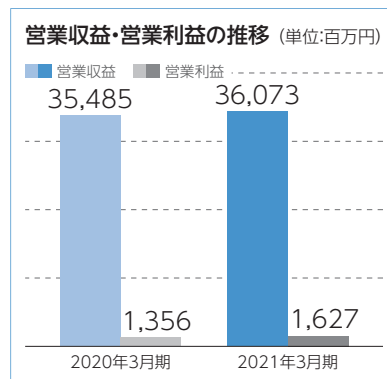
各セグメント別の事業の状況は次のとおりであります。

国内物流事業



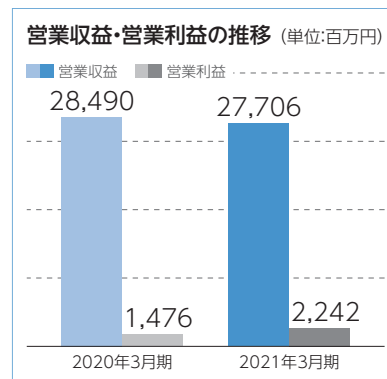
国内物流事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による影響から回復の兆しはあるものの、コンテナや自動車、工場構内物流などの取扱いが減少したことにより、営業収益は前連結会計年度に比べて4.8%減収の218億138百万円となり、セグメント利益は5.8%減益の205億74百万円となりました。

国際物流事業



国際物流事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、海上輸送の取扱いなどが減少となったものの、発電設備のプロジェクト輸送案件の取扱い増加により、営業収益は前連結会計年度に比べて1.7%増収の360億73百万円となり、セグメント利益は20.0%増益の16億27百万円となりました。

その他



その他の事業におきましては、重量貨物の運搬据付業務が増加した一方、建設資材の取扱いが減少し、営業収益は前連結会計年度に比べて2.8%減収の277億6百万円となり、セグメント利益は、据付業務の増加や賃貸不動産の新規物件取得に伴う初期費用が減少したことなどにより51.9%増益の22億42百万円となりました。

②設備投資および資金調達状況

当連結会計年度の設備投資の総額は114億1百万円であり、その主なものは前述の神戸市の冷蔵倉庫および名古屋市潮見埠頭内のモータープールなどの物流施設ならびに鹿児島県志布志市における賃貸マンションの建設、その他車両、荷役機器等の購入であります。なお、設備投資資金は全額自己資金で賄っております。

(2) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各国でのワクチンの普及に伴い、感染症の影響が徐々に和らぎ回復基調を辿ることが期待されるものの、いまだ感染再拡大への警戒感が続く中で、先行き不透明な状況が継続するものと思われます。

当社グループを取り巻く状況におきましても、新型コロナウイルス感染症による国内外の消費活動の縮小に引き続き警戒を要することに加え、世界的な半導体不足による各種産業への影響やSDGsを踏まえた企業活動の追求など、経営環境は依然として多くの課題を抱え、長期的な変化を見据えた経営戦略が求められております。

このような環境の中、当社グループは2020年5月に策定いたしました中期経営計画の達成に向け、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

中期経営計画について（2021年3月期～2025年3月期）

2025年3月期を最終年度とする中期経営計画の詳細は当社ホームページ（<https://www.kamigumi.co.jp/ir/management/midtermbusiness.html>）からご覧いただけます。

なお、2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用することに伴い、営業収益の計上基準に変更が生じることから、中期経営計画における業績目標を以下のとおり修正いたしました。

また、株主還元に関しましては、従来の方針を維持しつつ、中期経営計画期間中における還元強化策として、以下のとおり実施してまいります。

【業績目標】

営業収益：2,800億円（2020年3月期比　　－％）

営業利益：　300億円（2020年3月期比 21.6％増）

経常利益：　310億円（2020年3月期比 17.4％増）

※営業収益に関しましては、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等の適用に伴い、計上基準が変更となり、比較基準となる2020年3月期との比較が困難となったため、増加率（％）は不記載としております。

【株主還元】

- ① 連結配当性向30％を目安とした株式配当の実施

なお、株主還元をさらに重視する観点から、2023年3月期から2025年3月期においては連結配当性向40％を目安に株式配当を実施

- ② 継続的な自己株式の取得および消却の実施

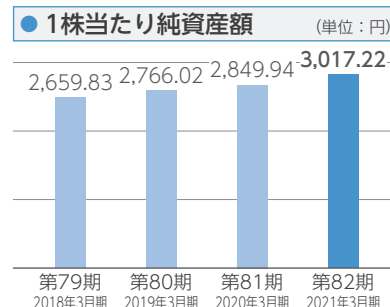
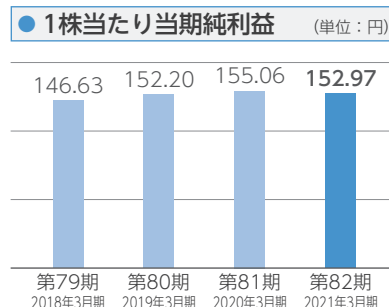
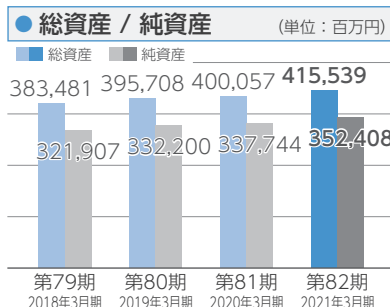
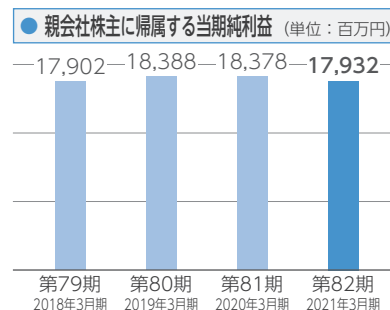
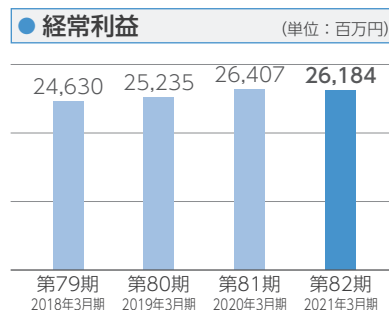
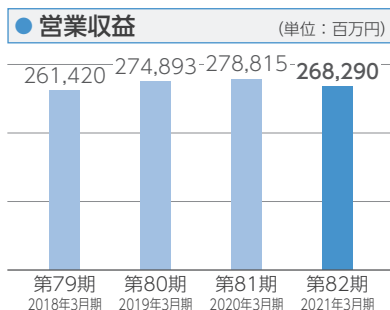
（注）下線部は修正・変更箇所を表しております。

(3) 財産および損益の状況

区分	第 79 期 (2018年3月期)	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期 (2020年3月期)	第 82 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
営業収益 (百万円)	261,420	274,893	278,815	268,290
経常利益 (百万円)	24,630	25,235	26,407	26,184
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,902	18,388	18,378	17,932
1株当たり当期純利益 (円)	146.63	152.20	155.06	152.97
総資産 (百万円)	383,481	395,708	400,057	415,539
純資産 (百万円)	321,907	332,200	337,744	352,408
1株当たり純資産額 (円)	2,659.83	2,766.02	2,849.94	3,017.22

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っているため、2018年3月期（第79期）の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は期首に当該併合が行われたものと仮定して算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を2019年3月期（第80期）の期首から適用しており、2018年3月期（第79期）の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



(4) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業
上組陸運株式会社	150 百万円	100.00 %	貨物自動車運送事業
上組海運株式会社	200	95.00	海 運 業
上組航空サービス株式会社	100	100.00	航 空 貨 物 代 理 業
泉産業株式会社	20	100.00	貨 物 取 扱 業
株式会社カミックス	164	100.00	物 品 販 売 業 ・ リ ー ス 業
大分港運株式会社	40	100.00	港 湾 運 送 事 業
岩川醸造株式会社	10	100.00 (100.00)	焼酎製造・一般酒類販売業
エムビー・サービス日本株式会社	301	66.60	新 車 整 備 事 業
日本ポート産業株式会社	500	70.00	冷蔵倉庫業・貨物自動車運送事業
上組（香港）有限公司	55 百万香港ドル	100.00	貨 物 運 送 取 扱 業
上組国際貨運代理（上海）有限公司	29 百万人民元	100.00 (100.00)	貨 物 運 送 取 扱 業
KAMIGUMI GLOBAL SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD.	32 百万リンギット	100.00	倉 庫 業 ・ 貨 物 運 送 業

(注) 出資比率の（ ）内は、間接所有割合（内数）であります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業セグメント	主要な事業
国 内 物 流 事 業	港湾運送事業、倉庫業、貨物自動車運送事業、倉庫工場荷役請負業等
国 際 物 流 事 業	国際運送取扱業
そ の 他	重量貨物運搬据付業、不動産賃貸業、物品販売業、酒類製造販売業、農産物生産販売業、太陽光発電事業等

(6) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

①国内の主要な事業所等

当 社	本 店	神戸市中央区浜辺通四丁目1番11号
	東 京 本 社	東京都港区芝浦三丁目7番11号
	支 社	名古屋支社（名古屋市）、九州支社（福岡市）
	事 業 本 部 ・ 事 業 部 等	海外事業本部（東京都） 営業本部（東京都） 国際物流事業本部（東京都） 港運事業本部（神戸市） 重量エネルギー輸送事業本部（神戸市） 米事業本部（東京都） 青果事業本部（東京都） 飼料・穀物事業本部（東京都） サニープレイス事業部（神戸市）
	支 店	東京、鹿島、横浜、新潟、苫小牧、浜岡、豊川、東海、名古屋、大阪、 神戸、広畑、玉島、福山、箕沖、徳山、境港、門司、八幡、福岡、大分、 鹿児島、志布志

子 会 社	上組陸運株式会社（神戸市）	関 連 会 社	上津港運株式会社（神戸市）
	上組海運株式会社（神戸市）		中央港運株式会社（神戸市）
	上組航空サービス株式会社（東京都）		神戸メガコンテナターミナル株式会社（神戸市）
	泉産業株式会社（大阪市）		十勝グリーンセンター株式会社（北海道）
	株式会社カミックス（神戸市）		株式会社神戸港国際流通センター（神戸市）
	大分港運株式会社（大分県）		株式会社ピット（神戸市）
	岩川醸造株式会社（鹿児島県）		株式会社サニープレイスファーム（大分県）
	上津運輸株式会社（兵庫県）		瑞穂商事株式会社（大阪市）
	エムビー・サービス日本株式会社（茨城県）		KLKGホールディングス株式会社（東京都）
	日本ポート産業株式会社（神戸市）		
	MCKGポートホールディング株式会社（神戸市）		

②海外の主要な事業所等

当 社	駐 在 員 事 務 所 等	北京事務所（中国） ヤンゴン事務所（ミャンマー）
子 会 社	上組（香港）有限公司（香港） KAMIGUMI SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール） 上組国際貨運代理（上海）有限公司（中国） 上組国際貨運代理（深圳）有限公司（中国） 台湾上組股份有限公司（台湾） KAMIGUMI（VIETNAM）CO.,LTD.（ベトナム） PT. KAMIGUMI INDONESIA（インドネシア） KAMIGUMI-EFR LOGISTICS（MYANMAR）CO.,LTD.（ミャンマー） PT. KAMIGUMI LOGISTICS INDONESIA（インドネシア） KAMIGUMI GLOBAL SOLUTIONS MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア） KAMIGUMI MEXICO S.A. de C.V.（メキシコ） KAMIGUMI MIDDLE EAST L.L.C.（アラブ首長国連邦） KAMIGUMI USA INC.（アメリカ） THILAWA MULTIPURPOSE INTERNATIONAL TERMINAL CO.,LTD.（ミャンマー）	
関 連 会 社	EASTERN SEA LAEM CHABANG TERMINAL CO.,LTD.（タイ） KAMIGUMI（MALAYSIA）SDN. BHD.（マレーシア） THAI LOGISTICS SERVICE CO.,LTD.（タイ） 上海上組物流有限公司（中国） 豊通上組物流（常熟）有限公司（中国） THILAWA GLOBAL LOGISTICS CO.,LTD.（ミャンマー） INTERNATIONAL BULK TERMINAL（THILAWA）CO.,LTD.（ミャンマー） APM TERMINALS VALENCIA, S.A.（スペイン）	

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業セグメント						従業員数	前連結会計年度末比増減
国	内	物	流	事	業	3,534名	38名増
国	際	物	流	事	業	367名	5名減
そ		の			他	296名	3名減
全	社	(	共	通	)	138名	3名減
合					計	4,335名	27名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 上記の従業員数に臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,779名	47名増	39.2歳	15.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。
2. 上記の従業員数に臨時従業員数は含まれておりません。

Ⅱ. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 250,000,000株
 ②発行済株式の総数 129,066,837株
 ③株主数 6,904名
 ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,702千株	8.35%
か み ぐ み 共 栄 会	7,010	6.03
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	4,832	4.16
上 組 社 員 持 株 会	3,186	2.74
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,772	2.38
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,736	2.35
一 般 財 団 法 人 村 尾 育 英 会	2,456	2.11
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,271	1.95
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	2,250	1.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,102	1.81

- (注) 1. 当社は、2021年3月9日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行いました。これにより、発行済株式の総数は、前期末 (130,936,837株) に比べ、1,870,000株減少しました。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、自己株式12,907千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は自己株式を控除して算出しており、また小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く 。)	6,936株	8名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅱ.(2)⑥取締役および監査役の報酬等」 (35～36頁) に記載しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
久保昌三	代表取締役会長	当社経営責任者、取締役会議長 青海流通センター株式会社 代表取締役会長 株式会社ワールド流通センター 代表取締役会長 日本港運振興株式会社 代表取締役社長 一般社団法人日本港運協会 会長 兵庫県港運協会 会長 一般財団法人サニーピア医療保健協会 理事長
深井義博	代表取締役社長	当社最高執行責任者
田原典人	代表取締役専務	当社専務執行役員、 国際物流事業本部、飼料・穀物事業本部、米事業本部統括、 営業本部 東日本・北海道地区統括
堀内敏弘	代表取締役常務	当社常務執行役員、 管理部門、安全・衛生統括
村上克己	代表取締役常務	当社常務執行役員、 九州支社長、青果事業本部統括、 営業本部 西日本・九州地区統括
平松宏一	取締役	当社執行役員、 鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、 安全・衛生副統括
長田行弘	取締役	当社執行役員、 海外事業本部統括、営業本部 港運事業本部統括 株式会社神戸港国際流通センター 代表取締役社長

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
椎 野 和 久	取 締 役	当社執行役員、 名古屋支社長 兼 名古屋支店長、営業本部 中京地区統括、 徳山支店担当
石 橋 伸 子	取 締 役	弁護士 弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員
鈴 木 三 男	取 締 役	東京海上日動火災保険株式会社 顧問 一般財団法人日本自動車交通安全用品協会 理事長
小 林 保 男	常任監査役（常勤）	— 税理士
宗 吉 勝 正	監 査 役	学校法人関西外国語大学 監事 株式会社エフアンドエム 社外取締役監査等委員 金井ホールディングス株式会社 社外監査役 金井重要工業株式会社 社外監査役 シー・エイチ・オー新薬株式会社 社外取締役
中 尾 巧	監 査 役	弁護士 国立大学法人神戸大学 理事
黒 田 愛	監 査 役	弁護士 公益社団法人日本仲裁人協会 理事

- （注） 1. 取締役石橋伸子、鈴木三男の両氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。
2. 監査役宗吉勝正、中尾 巧および黒田 愛の3氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。
3. 監査役宗吉勝正氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

②当事業年度中に就任または退任した取締役および監査役

イ. 就任

氏名	就任時の会社における地位	就任時の担当および重要な兼職の状況	就任日
平 松 宏 一	取 締 役	当社執行役員、 鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、 安全・衛生副統括	2020年6月26日
長 田 行 弘	取 締 役	当社執行役員、 海外事業本部統括、営業本部 港運事業本部統括 株式会社神戸港国際流通センター 代表取締役社長	2020年6月26日
椎 野 和 久	取 締 役	当社執行役員、 名古屋支社長 兼 名古屋支店長、 営業本部 中京地区統括、徳山支店担当	2020年6月26日
鈴 木 三 男	取 締 役	東京海上日動火災保険株式会社 顧問 一般財団法人日本自動車交通安全用品協会 理事長	2020年6月26日
小 林 保 男	常任監査役(常勤)	—	2020年6月26日

(注) 取締役鈴木三男氏は、社外取締役であります。

ロ. 退任

氏名	退任時の会社における地位	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
牧 田 秀 男	代 表 取 締 役 専 務	当社専務執行役員、 管理部門、安全・衛生統括	2020年6月26日
小 林 保 男	取 締 役	当社常務執行役員、 鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、 安全・衛生副統括	2020年6月26日
馬 場 耕 一	取 締 役	東洋熱工業株式会社 顧問	2020年6月26日
佐 伯 邦 治	常任監査役(常勤)	—	2020年6月26日

(注) 1. 取締役牧田秀男、小林保男および馬場耕一の3氏は、任期満了による退任であります。

2. 監査役佐伯邦治氏は、辞任による退任であります。

3. 取締役馬場耕一氏は、社外取締役であります。

③当事業年度中の取締役の地位および担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
田 原 典 人	代表取締役専務 専務執行役員、 国際物流事業本部、 飼料・穀物事業本部、 米事業本部統括、 営業本部 東日本・北海道地区統括	代表取締役常務 常務執行役員、 国際物流事業本部、 飼料・穀物事業本部、 米事業本部統括、 営業本部 東日本・北海道、 中京地区統括	2020年6月26日
堀 内 敏 弘	代表取締役常務 常務執行役員、 管理部門、安全・衛生統括	取締役常務執行役員、 海外事業本部統括、 営業本部 港運事業本部統括	2020年6月26日
村 上 克 己	代表取締役常務 常務執行役員、 九州支社長、青果事業本部統括、 営業本部 西日本・九州地区統括	取締役常務執行役員、 九州支社長、青果事業本部統括、 営業本部 西日本・九州地区統括	2020年6月26日

④当事業年度中に生じた取締役および監査役の重要な兼職の状況の異動

氏名	会社における地位	新	旧	異動年月日
堀 内 敏 弘	取 締 役	—	株式会社神戸港国際流通センター 代表取締役社長	2020年5月29日
石 橋 伸 子	取 締 役	弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員	弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役	2020年6月26日
中 尾 巧	監 査 役	国立大学法人神戸大学 理事	—	2020年4月1日

〔ご参考〕執行役員の状況（2021年4月1日現在）

氏名	会社における地位	担当の状況
* 深井 義博	社長	最高執行責任者
* 田原 典人	専務執行役員	国際物流事業本部、飼料・穀物事業本部、米事業本部統括、 営業本部 東日本・北海道地区統括
* 堀内 敏弘	常務執行役員	管理部門、安全・衛生統括
* 村上 克己	常務執行役員	九州支社長、青果事業本部統括、営業本部 西日本・九州地区統括
* 平松 宏一	執行役員	鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、安全・衛生副統括
* 長田 行弘	執行役員	海外事業本部統括、営業本部 港運事業本部統括
* 椎野 和久	執行役員	名古屋支社長 兼 名古屋支店長、営業本部 中京地区統括、 徳山支店担当
安田 和弘	執行役員	神戸支店長
前田 和也	執行役員	国際物流事業本部長
岸野 保宏	執行役員	財務本部長、財務部長 兼 フィナンシャル部長
長谷 光比古	執行役員	大阪支店長、玉島・箕沖・境港支店担当
松尾 和彦	執行役員	福山支店長
森 公平	執行役員	東京支店長、飼料・穀物事業本部長、 米事業本部、新潟支店、八戸出張所担当
濱田 好之	執行役員	豊川支店長、エムビー・サービス日本株式会社 代表取締役社長
尾添 誠二	執行役員	海外事業本部長
下西 正時	執行役員	横浜支店長
松崎 弘芳	執行役員	大分支店長

(注) *印の執行役員は、取締役を兼務しております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「Ⅰ.(6)主要な事業所等」（26～27頁）に記載の当社の国内外の子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。

なお、当該保険契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑥取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定の方法

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該方針の決定に際しては、社外取締役2名による客観的なご意見を踏まえ、取締役会において十分に審議いたしました。

ii) 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬の決定に際しては、職位・職責に加え、会社の業績水準や社会情勢および他社の報酬水準を踏まえて決定することを基本方針としております。社外取締役を除く取締役の報酬構成は、月額基本報酬（現金報酬）と中長期報酬（株式報酬）により構成し、社外取締役の報酬構成については、客観的な立場から経営や業務執行の監督機能を中心に担うことに照らし、月額基本報酬（現金報酬）のみで構成しております。

なお、月額基本報酬（現金報酬）は、固定給（取締役ごとの職位および職責により定まる基本報酬）および変動給（一定の業績指標に応じて支給される業績連動報酬）とし、社外取締役においては、その業務の特性に鑑み、固定給のみの支給としております。

月額基本報酬（現金報酬）は、固定給および変動給ともに毎月一定の時期に支給し、中長期報酬（株式報酬）は、取締役会の決議に基づき、毎年一定の時期に支給いたします。

iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に則した役員報酬規程を定めており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を当該規程に基づき算定いたしましたため、これらが当該方針に沿うものであると判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			月額基本報酬（現金報酬）		中長期報酬 （株式報酬）
			固定給	変動給	
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 （うち社外取締役）	13名 （3名）	413百万円 （12百万円）	297百万円 （12百万円）	113百万円 （－）	3百万円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （3名）	26百万円 （18百万円）	26百万円 （18百万円）	－	－
合計 （うち社外役員合計）	18名 （6名）	440百万円 （30百万円）	323百万円 （30百万円）	113百万円 （－）	3百万円 （－）

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の人数には、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）分および監査役1名分が含まれております。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。
- また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）額の上限を年額30百万円以内、交付される株式の総数を年間12,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名であります。
- 監査役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
5. 当社の業績連動報酬は、取締役（社外取締役を除く。）の職位・職責および他社の報酬水準を考慮して決定した基礎給に、前事業年度の業績指標に応じた係数を乗じて算定しております。係数の算定基礎となる業績指標は、持続的かつ中長期的な企業価値の向上を目的に、具体的な経営目標の達成を強く動機付けるインセンティブとなるよう選定し、事前に決定しております。なお、当事業年度の報酬に係る業績指標は営業収益および経常利益を採用しており、前事業年度の実績は、営業収益が2,788億15百万円、経常利益が264億7百万円であります。
6. 当社は非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬（事前交付型）を交付しております。
- 譲渡制限期間は交付の日より3年間から30年間までの間で取締役会があらかじめ定める期間とし、また取締役会があらかじめ定める連結営業利益等の業績条件を達成することができない場合には、当社が本交付株式の全部または一部を当然に無償で取得いたします。

⑦社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	石橋伸子	弁護士法人神戸シティ法律事務所 株式会社高松コンストラクショングループ 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	代表社員弁護士 社外監査役 社外取締役監査等委員
取締役	鈴木三男	東京海上日動火災保険株式会社 一般財団法人日本自動車交通安全用品協会	顧問 理事長
監査役	宗吉勝正	学校法人関西外国語大学 株式会社エフアンドエム 金井ホールディングス株式会社 金井重要工業株式会社 シー・エイチ・オー新薬株式会社	監事 社外取締役監査等委員 社外監査役 社外監査役 社外取締役
監査役	中尾巧	国立大学法人神戸大学	理事
監査役	黒田愛	公益社団法人日本仲裁人協会	理事

(注) 各兼職先と当社との間に取引等の重要な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	石橋伸子	11回／13回	84.6%	—	—
取締役	鈴木三男	11回／11回	100%	—	—
監査役	宗吉勝正	13回／13回	100%	9回／9回	100%
監査役	中尾巧	13回／13回	100%	9回／9回	100%
監査役	黒田愛	13回／13回	100%	9回／9回	100%

(注) 取締役鈴木三男氏は当事業年度中に新たに取締役に就任したため、上記の出席回数および開催回数は、就任日の2020年6月26日以降に開催された取締役会を対象としております。

- ・取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
〔取締役 石橋伸子氏〕

弁護士として、会社法をはじめ企業法務全般に関する専門的見地から意見を述べており、特に重要契約の締結や社内規程の改正等、法的知見を踏まえた検討が求められる案件について適宜必要な助言を行うなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

〔取締役 鈴木三男氏〕

警察行政に長年携わった経験に基づく専門的見地から意見を述べており、特に人事制度改正をはじめとした社内制度の改革等、法的知見および組織運営上の観点からの検討が求められる案件について適宜必要な助言を行うなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

〔監査役 宗吉勝正氏〕

税務行政に長年携わった経験や、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

〔監査役 中尾 巧氏〕

検察行政に長年携わった経験や、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

〔監査役 黒田 愛氏〕

弁護士として、会社法をはじめ企業法務全般に関する専門的見地や海外法律事務所での勤務経験を踏まえ意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく社外取締役および社外監査役の損害賠償責任の限度額は、定款第29条第2項の定めにより、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 神陽監査法人

② 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認のうえ検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に存在する子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない行為があるなど、当社の会計監査人であることについて重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を不再任とすることに関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会にて決議した事項は次のとおりであります。

なお、本決議事項は、経営環境の変化等に対応して、定期的かつ継続的に見直しを実施するものとしております。

〔内部統制システムに関する基本方針〕

当社は、「常に時代の風を読み、変化する社会の要請に即応しながら、一歩先のテーマに取り組み、企業価値の向上と、経営の安定に努め、ひいては豊かな社会の実現に貢献する」との経営理念を掲げ、総合物流企業として、継続的な成長の実現と、社会的責任の履践を目指している。

この目的を達成するため、当社では次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定め、体制・制度の構築と運用、および定期的見直しと改善を行う。

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業活動の基礎として法令順守を第一に掲げ、遵法精神の確立と実践を目的として当社グループ全体に適用される「上組グループ企業行動憲章」を制定している。

当該規範に基づき、当社グループにおける内部統制体制の確立・推進のため「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」をはじめ社内規程の策定と、「企業倫理ヘルプライン」と称する内部通報制度の整備・運用を行う。

また、業務モニタリングのため、独立組織として社長直属の内部監査部を設置し、当社グループの監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程に従い、文書等に記録し適切に保存管理を行う。また、保存管理する情報を、常時、取締役および監査役が閲覧できる体制を整える。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業運営上の様々なリスク管理については、「リスク管理規程」等に従い、当該分野の所管部署が対応を行うほか、コンプライアンス・リスク管理委員会が当社グループ全体にわたる横断的な管理を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。

また、定例の取締役会を原則として月に1回開催し、取締役の職務の執行状況の監督等を行うとともに、職務執行の有効性・効率性の確保のため当社および当社グループに係る重要事項については、当社の取締役会で決定することとする。

加えて、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督と、業務執行を分離することで経営の効率化を図る。

⑤会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関連子会社管理規程」を制定し、当社グループにおける経営上の重要事項や営業成績について、定期的な報告を義務付ける。

また、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理体制、その他内部統制に必要な組織ならびに体制の整備については、当社のコンプライアンス・リスク管理委員会および各事業所に置くローカル委員会が行うとともに、当該運営に係る重要な方針等の決定を行い、当社の内部監査部によるモニタリングを通じてその実施状況を監視する。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

社内より適任者を任命し、監査補助者として、監査役の業務をサポートできる体制を整え、監査の効率化と監査機能の充実を図る。

⑦前号の従業員の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める監査補助者は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、従業員から一切不当な制約を受けないこととし、また、監査補助者は、その職務の遂行に当たっては監査役の指示に従うものとする。

⑧取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および従業員は、監査役に対して、下記事項に関する報告を遅滞なく行う。

- ・当社グループに影響を及ぼす重要事項に関する決定
- ・当社およびグループの業績状況
- ・当社グループのコンプライアンス違反行為に関する事項
- ・企業倫理ヘルプラインにおける通報内容および当該通報に対する調査結果に関する事項
- ・経営会議等の重要な会議等で審議、報告された案件
- ・内部監査部が実施した内部監査の結果
- ・当社グループに著しく損害を及ぼすおそれのある事項

⑨前号により監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号による報告を行った者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、内部通報者についても、内部通報を行ったことを理由としていかなる不利な取扱いも行わないことを規定する。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会などの重要な会議に出席し、職務の執行等に関する報告を受けるとともに、意見・情報交換などを行い、また、内部監査部および会計監査人と事業年度毎の監査計画の策定および実施等について、定期的な打合せや意見・情報交換を行うことができる体制を構築する。

また、監査役が必要に応じて、重要な議事録、決裁書類等を閲覧できる体制を整備する。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況〕

①コンプライアンス体制に関する運用状況

内部統制体制の確立・推進を担うコンプライアンス・リスク管理委員会よりローカル委員会に対し、社内掲示板やニュースレターの発行を通じて社内規程や関連法令に関するコンプライアンスの全社的な浸透を図るとともに、ローカル委員会より定期的に自己点検報告を受け、結果に応じたコンプライアンス強化策を逐次実行しております。

また、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらの未然防止を目的とした内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン規程」を制定し、運用しております。

②リスク管理体制に関する運用状況

当社グループでは、日常の職務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止するため、「リスク管理規程」を制定しておりますが、同規程に則り、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的開催（当事業年度は12回開催）し、当社グループにおけるリスクの把握とその対応策の立案・実施を図ってまいりました。

③職務執行の適正および効率性の確保に関する取組みの状況

取締役会は社外取締役2名を含む取締役10名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席のうえ、当事業年度においては13回開催し、各議案について活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性が確保されているものと考えております。

なお、当社は執行役員制度を導入し、全執行役員が出席する執行役員会を当事業年度においては12回開催しており、業務執行について機動的な意思決定を図っております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する運用状況

当社グループにおける経営上の重要事項については、「関連子会社管理規程」に基づき、当社の取締役会その他の社内会議において審議を行い、または報告を受けております。また、当社内部監査部が監査計画に基づき主要子会社に対する監査を実施しており、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

⑤監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社監査役は取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、代表取締役との定期的な面談を行っており、経営に関する意見交換の機会を確保しております。また、内部監査部より内部監査結果について報告を受けるなど、社内関連部署より重要な報告および資料の提供を受けており、グループ会社についても都度、報告ならびに資料の徴取を行っております。会計監査人からは、監査結果について定期的に報告を受け、かつ監査の状況について都度、会計監査人より聴取を行っており、これらを通じ監査役監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2021.3.31)	前期 (ご参考) (2020.3.31)	科 目	当 期 (2021.3.31)	前期 (ご参考) (2020.3.31)
資産の部			負債の部		
【流動資産】	98,214	84,405	【流動負債】	43,479	43,319
現金及び預金	33,376	32,233	支払手形及び営業未払金	26,066	25,528
受取手形及び営業未収入金	46,916	44,482	未払法人税等	4,958	4,885
電子記録債権	603	636	賞与引当金	172	194
有価証券	10,700	—	災害損失引当金	450	—
たな卸資産	783	957	その他	11,831	12,710
その他	5,891	6,150	【固定負債】	19,651	18,993
貸倒引当金	△56	△54	繰延税金負債	346	146
【固定資産】	317,324	315,651	役員退職慰労引当金	54	49
(有形固定資産)	227,568	227,830	船舶特別修繕引当金	13	6
建物及び構築物	105,822	109,515	退職給付に係る負債	18,166	17,772
機械装置及び運搬具	15,387	16,171	その他	1,070	1,018
土地	99,867	97,678	負債合計	63,130	62,312
建設仮勘定	4,963	3,313	純資産の部		
その他	1,527	1,152	【株主資本】	344,087	334,761
(無形固定資産)	6,789	6,881	資本金	31,642	31,642
(投資その他の資産)	82,966	80,939	資本剰余金	26,854	26,854
投資有価証券	72,244	68,376	利益剰余金	310,401	301,483
長期貸付金	158	269	自己株式	△24,810	△25,217
繰延税金資産	3,700	5,247	【その他の包括利益累計額】	6,392	1,073
その他	7,184	7,383	その他有価証券評価差額金	7,252	2,104
貸倒引当金	△321	△336	為替換算調整勘定	△27	45
資産合計	415,539	400,057	退職給付に係る調整累計額	△833	△1,077
			【非支配株主持分】	1,929	1,909
			純資産合計	352,408	337,744
			負債・純資産合計	415,539	400,057

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2020.4.1～2021.3.31)	前期（ご参考） (2019.4.1～2020.3.31)
営業収益	268,290	278,815
営業原価	225,064	235,056
営業総利益	43,225	43,758
販売費及び一般管理費	18,775	19,079
営業利益	24,449	24,679
営業外収益	1,787	1,820
受取利息及び配当金	794	786
持分法による投資利益	442	709
その他	550	324
営業外費用	53	92
為替差損	17	15
貸倒引当金繰入額	—	15
その他	35	61
経常利益	26,184	26,407
特別利益	629	307
固定資産売却益	49	68
投資有価証券売却益	580	239
特別損失	921	144
固定資産除売却損	338	100
投資有価証券評価損	100	4
関係会社株式評価損	—	39
災害による損失	482	—
税金等調整前当期純利益	25,892	26,570
法人税、住民税及び事業税	8,358	8,473
法人税等調整額	△420	△381
当期純利益	17,954	18,477
非支配株主に帰属する当期純利益	22	99
親会社株主に帰属する当期純利益	17,932	18,378

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2021.3.31)	前期 (ご参考) (2020.3.31)	科 目	当 期 (2021.3.31)	前期 (ご参考) (2020.3.31)
資産の部			負債の部		
【流動資産】	88,591	75,200	【流動負債】	40,285	39,501
現金及び預金	27,860	27,051	営業未払金	23,078	22,290
受取手形	451	640	未払金	4,691	5,162
電子記録債権	596	631	未払費用	4,323	4,248
営業未収入金	43,065	40,114	未払法人税等	4,758	4,575
有価証券	10,700	—	災害損失引当金	450	—
貯蔵品	161	196	その他	2,983	3,225
短期貸付金	4,425	5,424	【固定負債】	17,298	16,550
その他	1,380	1,189	退職給付引当金	16,420	15,687
貸倒引当金	△49	△47	その他	877	863
【固定資産】	313,912	312,122	負債合計	57,583	56,052
(有形固定資産)	216,748	219,105	純資産の部		
建物	90,730	97,606	【株主資本】	338,815	329,655
構築物	9,318	10,115	資本金	31,642	31,642
機械及び装置	12,486	13,778	資本剰余金	26,854	26,854
車両運搬具等	940	967	資本準備金	26,854	26,854
工具、器具及び備品	888	843	利益剰余金	305,129	296,377
土地	97,420	95,231	利益準備金	5,978	5,978
建設仮勘定	4,963	563	その他利益剰余金	299,151	290,399
(無形固定資産)	6,688	6,753	退職給与積立金	800	800
借地権	6,172	6,172	配当準備積立金	1,138	1,138
その他	516	581	固定資産圧縮積立金	2,200	2,287
(投資その他の資産)	90,475	86,263	特別償却準備金	2	95
投資有価証券	25,141	21,750	別途積立金	268,000	260,000
関係会社株式	50,915	50,893	繰越利益剰余金	27,010	26,078
関係会社出資金	703	703	自己株式	△24,810	△25,217
長期貸付金	5,048	2,616	【評価・換算差額等】	6,104	1,615
差入保証金	3,871	3,956	その他有価証券評価差額金	6,104	1,615
繰延税金資産	3,236	4,654	純資産合計	344,920	331,271
その他	1,884	2,028	負債・純資産合計	402,504	387,323
貸倒引当金	△326	△339			
資産合計	402,504	387,323			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2020.4.1～2021.3.31)	前期（ご参考） (2019.4.1～2020.3.31)
営業収益	244,191	251,664
営業原価	204,160	211,345
営業総利益	40,030	40,319
販売費及び一般管理費	16,714	17,013
営業利益	23,316	23,306
営業外収益	2,326	1,792
受取利息及び配当金	1,773	1,457
その他	552	335
営業外費用	30	81
為替差損	—	6
貸倒引当金繰入額	—	15
その他	30	59
経常利益	25,611	25,017
特別利益	617	283
固定資産売却益	37	44
投資有価証券売却益	580	239
特別損失	832	87
固定資産除売却損	249	83
投資有価証券評価損	100	4
災害による損失	482	—
税引前当期純利益	25,396	25,213
法人税、住民税及び事業税	8,112	8,013
法人税等調整額	△482	△397
当期純利益	17,766	17,597

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 上 組
取締役会 御中

2021年5月12日

神 陽 監 査 法 人
兵庫県神戸市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 川本章雄 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 松井大輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社上組の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社上組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 上 組
取締役会 御中

2021年5月12日

神 陽 監 査 法 人
兵庫県神戸市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 川本章雄 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 松井大輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社上組の2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じて同様の報告または説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人神陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 上 組 監査役会

常任監査役（常勤） 小 林 保 男 印

社 外 監 査 役 宗 吉 勝 正 印

社 外 監 査 役 中 尾 巧 印

社 外 監 査 役 黒 田 愛 印

以 上

第82回 定時株主総会 会場ご案内図



株主総会
会場

ホテルオークラ神戸

神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」

交通の
ご案内

- ▶ JR・阪神「元町」駅より徒歩10分
- ▶ 三宮バスターミナルより無料シャトルバス約10分
(JR三ノ宮駅前南 ミント神戸 1階)

※シャトルバスの運行状況については、ホテルオークラ神戸のホームページ等で事前にご確認くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。